

まちづくり基本条例の改正について 資料

- (1) 地域自治区制度とは
- (2) なぜ導入しようとしていたのか
- (3) 導入に向けての動き・協議等
- (4) 平成29年12月議会以降の経過
- (5) 町民アンケート結果
- (6) 今後の方向性
- (7) 町民参画の既存組織等
- (8) まちづくり基本条例改正案の趣旨
- (9) まちづくり基本条例改正案
- (10) まちづくり基本条例改正案のイメージ

地域
自治区

令和3年1月18日（月）～2月8日（月）

企画課 地域振興係

(1) 地域自治区制度とは...

町をいくつかのエリアに**区分け**して、区に独自の**権限**を持たせて、**町政に反映**させるとともに、住民が主体となって**区内の取り組みを維持・活性化**しながらまちづくりを進めていく制度のことです。

四万十町では、「**まちづくり基本条例**」に設置を目指すと規定しています。

(2) なぜ導入しようとしていたか

⇒ 旧3町村の合併協議会での協議が始まり

- ① 「地方分権の推進」と「市町村合併」
- ② 「合併後の住民不安」と「遠くなった行政」
- ③ 「町民が主役のまちづくり」、「協働によるまちづくり」の実現に向けて

「広域な町となるため周辺地区の住民の声が届かない。」、「地域の独自性がなくなる。」、「一律の政策がなじまない場合がある。」などの意見があったため、合併時の導入について協議を行っていましたが、結果的には四万十町発足後に「地域自治区の創設」について検討することが決定していました。

(3) 導入に向けての動き・協議等

地域自治区検討委員会による検討

- ▶ 設置目的 . . . 四万十町の地域自治区制度の原案づくり
- ▶ 委員数 14名 (区長、各種団体の代表、公募委員等)
- ▶ 会議内容 . . . (第1回) H23.10.11 役員選出、制度概要の確認
(第15回) H25.08.06 最終答申書の提出

3

最終答申書の内容をもとに、町が制度の原案を作成

平成25年10月から町内70箇所以上で住民説明会及びシンポジウム開催

平成26年12月

町長は総合的に検討した結果、「自治区を有効に活用させるためには、各分野での地域を引っ張る人材や町づくりへの住民意識の醸成に課題がある」として、導入見送りを表明。まちづくり基本条例の理念を尊重しつつ、各分野での人材の育成、自治組織等の強化等、人づくりと住民の自治意識の醸成に全力を尽くしてまいりたいと表明。

地域審議会の解散に伴い、地域住民を巻き込んだ意見交換を行う場づくりとして

平成28年度	十和まちづくり推進協議会	設置
平成29年度	大正まちづくり推進協議会	設置

地域の持続的な発展や後継者の育成に取り組んでできました。

大正・十和総合支所を地域振興局として設置（H26.4.1）し、行政運営に必要な人員数を確保しています。

(4) 平成29年12月議会以降の経過

平成29年12月議会【町長行政報告】

「現段階での地域自治区導入は考えていない。」と表明

町政懇談会【令和元年11月～令和2年1月（計8回）】

地域自治区のこれまでの協議・方向性を説明

令和2年3月議会【施政方針】

「地域自治区の設置はしない」と表明

令和2年4月四万十町区長連絡会

地域自治区制度について設置しないことを説明

令和2年10月議会全員協議会

地域自治区制度設置の見直しについて説明

令和2年11月～12月町民アンケート実施

区長254人、町民1,000人（無作為抽出）

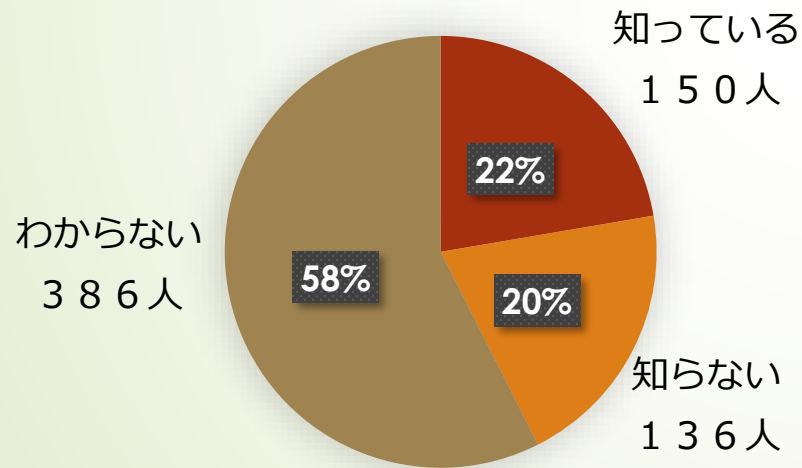
(5) 町民アンケート結果

■対象者
区長 254人
町民 1,000人 (無作為抽出)

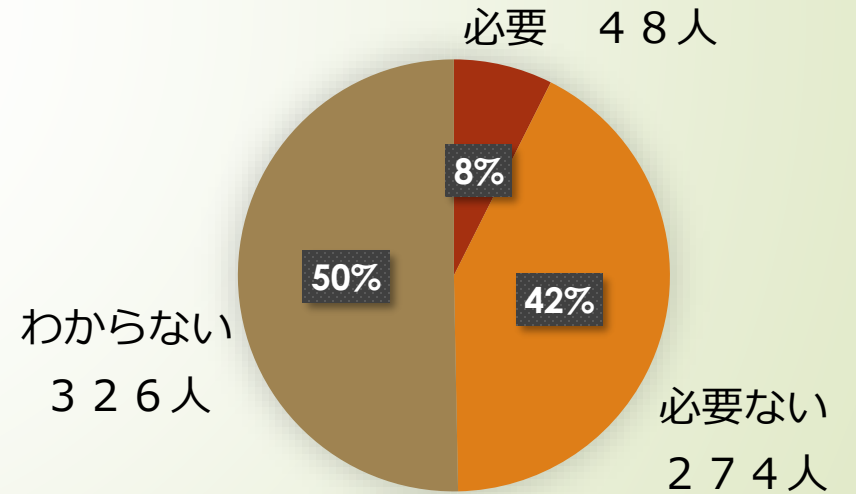
■回答
672人

■回収率
53%

Q: 本町のまちづくり基本条例で「地域自治区の設置を目指します。」と規定されていることはご存じですか？



Q: 現在の本町に地域自治区制度は必要だと思いますか？



(6) 今後の方向性

- ① 地域自治区は、設置せず、
- ② 町民の皆様のご意見を反映・協議できる環境を醸成し、
- ③ 各地域が発展していける仕組みづくりに取り組みたいと考えていますので、まちづくり基本条例中の地域自治区に関する規定については、令和3年議会3月定例会にて条例改正議案を提出する予定です。

(7) 町民参画の既存組織等

- 総合振興計画審議会 町総合振興計画の策定及び実施に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申し又は建議する。
- 四万十町区長連絡会 町と区長の協働及び連携を図る。
- 各地区区長連絡協議会 地域住民の自治意識の高揚及び福利増進を図る。
(任意により設置された自治組織)
- 各地区区長会 町と地域住民との連携を密にし、町行政の民主的、かつ効率的な運営を図る。
- まちづくり推進協議会 地域の持続的な発展と次代の後継者を育成する。

(8) まちづくり基本条例改正案の趣旨

まちづくり基本条例の第7章は、地域内分権及びその地域内分権の仕組みとして地域自治区の設置を規定した章です。

今回、地域自治区制度を導入しないと判断しましたので、第7章の全部（第26条及び第27条）を削除します。

第26条の規定は、第27条の地域自治区の設置を前提として条文化したもので、まちづくり基本条例を策定する際にもその趣旨で説明をしていました。今回、地域自治区を設置しないこととするためには、設置を目指すとして規定した第27条を削除する必要性が生じ、その削除に併せて第26条も削除するものです。

(9) まちづくり基本条例改正案

第7章 地域内分権

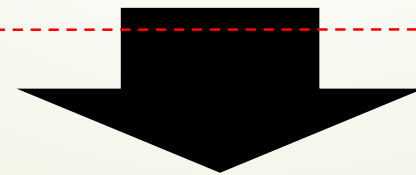
(地域内分権)

第26条 町長は、町民自らが地域の課題を考え、解決に向けた地域の意見を決定し、これを町政に反映するための仕組みを整え、地域内分権を推進していきます。

(地域自治区)

第27条 町長は、地域内分権の仕組みとして、町民にとって身近な地域をその区域とする地域自治区の設置を目指します。

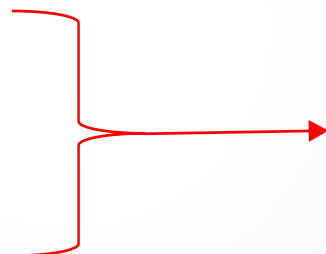
- 2 町長は、法に定められた地域協議会の構成員を選任するときは、地域自治区の区域内の町民の多様な意見が適切に反映されるよう選任方法に配慮しなければなりません。
- 3 地域自治区の設置に関し必要な事項は、別に条例で定めます。



第7章 (第26条、第27条) の削除

(10) まちづくり基本条例改正案のイメージ

第6章 町民のための執行機関
第16条～第24条
第25条（自治活動の支援）
第7章 地域内分権
第26条（地域内分権）
第27条（地域自治区）
第8章 見直し等
第28条（見直し）



第6章 町民のための執行機関
第16条～第24条
第25条（自治活動の支援）
第26条（環境の整備）
削除
第7章 見直し等
第27条（見直し）